



(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(別紙の仕様書、図面及び明細書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする物品の買入契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の物品を契約書記載の契約期間、仕様書及び明細書に従い発注者に納入し、発注者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 仕様書等に明示されていないもの、又は仕様書、図面及び明細書の交互符合しないものがある場合は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者又は発注者の指定する職員の指示に従うものとする。
- 4 この契約に基づく物品買入契約の締結は、発注者が指示する納入物品、納入数量、納入期限、納入場所を記載した「請書」又は「物品供給見積書」に受注者が記名押印し、発注者に提出することにより成立する。
- 5 納入を完了するための一切の手段については、この契約書及び仕様書等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 6 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 9 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 10 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 11 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(法令上の責任)

第2条 受注者は、関係法令の規定を守らなければならない。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供を行わなければならない。ただし、発注者から契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではない。
- 2 前項の規定により、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもってこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金(以下「違約金等」という。)に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに違約金等を請求する。

(権利義務の譲渡)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を、第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の変更および中止等)

- 第5条 発注者は、必要と認める場合には、契約の変更若しくは履行の一時中止をすることができる。この場合において、契約金額又は納入金額その他契約条件を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。賠償額は発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の請求による納入期限の延長)

第6条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない事由により、この契約の履行が遅延するおそれ

が生じたときは、発注者に対して遅滞なく書面によりその理由を付して納入期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害等)

第7条 物品の引渡し前に生じた一切の損害は、受注者の負担とする。

2 受注者は、債務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。

(契約金額)

第8条 契約金額は、別紙契約単価に確定数量を乗じた金額とする。

(検査)

第9条 受注者は、物品を頭書の納入場所に納入したときは、書面により発注者又は発注者の指定する職員に通知し検査を受けなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受けた日から10日以内に、受注者の立会いを求めて検査を行うものとする。

3 受注者が、正当な理由がなく検査に立ち会わないときは、受注者は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

(検査における不合格等)

第10条 検査の結果、不合格と判定されたときは、受注者は、自己の費用をもって遅滞なくこれを補修し又は他品との取替等の必要な処置をとらなければならない。

2 前条及び前項の規定は、受注者が、前項の規定による補修又は他品との取替等の必要な処置をとった場合に、これを準用する。

(減価採用)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、検査の結果、当該履行内容に僅少の不備がある場合で、発注者がその使用上重大な支障がないと認め、かつ、期限その他の条件から補修若しくは取替えが困難であると認めたときは、相当の価格を減価のうえ、これを採用することができる。この場合における減価の額は発注者が定める。

(物品の引渡し)

第12条 第9条第2項の検査に合格したとき及び前条の減価採用を認めたときは、発注者は、当該物品の引渡しを受け、受注者に受領書を交付する。

(中間検査)

第13条 発注者は、必要がある場合には、履行前に出来形部分について、検査を行うことができる。

(契約代金の支払い)

第14条 受注者は、第12条の規定による引渡し完了後、所定の手続きに従い発注者に対して契約代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の支払い請求があったときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(指定部分に対する代金支払等)

第15条 性質上可分である物品について、発注者があらかじめ可分部分として引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)の物品を頭書の納入場所に納入したときは、第9条ないし前条の規定を準用する。この場合「契約代金」とあるのは、「指定部分に対する契約代金相当額」とする。

(瑕疵担保)

第16条 受注者は、引渡し日から、1年以内に納入物品の隠れた瑕疵によるき損又は変質若しくは性能の低下その他の事故が生じたときは、その瑕疵を補修し又は代品と取替し若しくはその瑕疵により生じた損害を賠償しなければならない。

(履行遅延の場合における損害金)

第17条 受注者の責めに帰する理由によりこの契約の履行を遅延したときは、受注者は、契約金額(第11条の規定に基づき減価したときはその減価後の金額)につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防

止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を延滞違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の場合において、第15条の規定による指定部分で引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を延滞違約金の算定にあたり契約金額から控除する。
- 3 発注者の責めに帰する理由による契約代金の支払い並びに検査が遅延したときは、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第18条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときは、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。))。
  - (2) この契約について、確定した排除措置命令等(受注者以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとき。
  - (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
  - (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
- 3 第1項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合には、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払い済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から年5パーセントの割合による利息を付さなければならない。

(発注者の解除権)

第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約を履行しないとき又は頭書の納入期限内に完納できる見込みがないとき。
  - (2) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
  - (3) この契約の履行にあたり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。
  - (4) 前各号のほか契約事項に違反したとき。
  - (5) 第20条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者は、一般競争入札においては契約金額の10分の1、指名競争入札、随意契約においては契約金額の100分の5に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支

払わなければならない。

(誓約書提出)

第20条 受注者及び大阪市暴力団排除条例(平成23年大阪市条例第10号。以下「暴力団排除条例」という。)第7条に規定する下請負人等(以下「下請負人等」という。)は、暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第20条の2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、この契約を解除する。

2 発注者は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、この契約を解除する。

3 前2項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の100分の20に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第18条第2項又は前項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(受注者の解除権)

第21条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第5条の規定によりこの契約を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約が履行できない状態が相当の期間にわたるとき。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除による物品の処理)

第22条 この契約を解除したとき、発注者の選択により既納物品を受注者の費用で引き取らせ又は発注者が認定する代金を受注者に交付し、既納物品を発注者に帰属させることができる。

(賠償金等の徴収)

第23条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金、又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(相殺)

第24条 第3条第2項の規定による充当した額を除き、受注者がこの契約に基づく違約金等を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から契約代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき契約代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

(概算契約)

第25条 この契約書の頭書に概算契約である旨の記載がなされている契約(以下この条において「概算契約」とい

う。)にあつては、明細書記載の数量及びこの契約書記載の契約金額は概算であり、発注者の都合により増減することがある。この場合にあつては、契約金額の確定は、納入期限において実納入数量にこの契約書又は明細書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行うものとする。

2 概算契約においては、第17条中「契約金額」は「納入期限において実納入数量にこの契約書又は明細書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(契約に関する紛争の解決)

第26条 この契約に関し、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者と受注者とは協議のうえ定める第三者に仲裁を依頼するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する費用は、発注者と受注者とは平等に負担する。

(補 則)

第27条 この契約書に定めのない事項については、大阪市住宅供給公社経理規程に従い、その他は必要に応じて発注者と受注者とは協議のうえ定めるものとする。